

名古屋市指定水道工事店協同組合 防災計画

令和6年12月4日

名古屋市指定水道工事店協同組合防災事業部会

名古屋市指定水道工事店協同組合防災計画

1. 総則

本計画は、名古屋市上下水道局給水区域内（名古屋市、清須市（春日地区を除く）、北名古屋市久地野地区、あま市甚目寺地区、大治町）での地震災害の発生に対して名古屋市上下水道局（以下 当局）の応急活動等に対する協力並びに指定工事業業者として給水区域内にお住いの市民の迅速な日常生活の回復のための屋内修繕工事の円滑な推進のための、名古屋市指定水道工事店協同組合並びに組合員の活動計画について定めるものとする。

2. 災害関連の協定

① 上下水道局との協定

「災害時における応急復旧工事等に関する協定書」（資料1）

「災害時における仮設給水栓の設置等に関する協定書」（資料2）

② NAWS との協定

「名水協・NAWS 相互協力に関する基本協定」（資料3）

③ 愛管連の協定

愛知県管工事業協同組合連合会と地震等災害時における応急復旧応援協定締結先団体一覧（資料4）

3. 計画策定の基本方針

① 災害発生時の組合員の安否確認、相互の連絡体制の確保に関しては、「災害対策ネットワーク」（資料6）に基づくものとする。

② 上下水道局との協定に基づく活動は、当局から指示の可能性のある活動について整理する。

③ 屋内修繕に関しては、活動全体をマニュアル化する。

4. 被害想定

名古屋市では南海トラフ巨大地震時の被害を想定しての対応を検討していることから、これに基づいて宅内での屋内修繕工事件数を想定する。

① 配水管の断水想定

発災直後 357,000 件（30%）が本管断水、1 日後約 191,000 件（15%）1 か月後に断水が解消（名古屋市事業継続計画第 3 版令和 2 年 3 月）

② 電力の回復

電力約 1,228,000 件（89%）が停電、1 日後約 1,114,000 件（81%）1 週間後に大部分で停電解消（名古屋市事業継続計画第 3 版令和 2 年 3 月）

③ 通信の回復

固定電話の通話機能支障約 413,000 回線（89%）、1 日後約 375,000 回線（約 81%）1 週間後通話支障はある程度回復、インターネットも十分に機能しない可能性あり（名古屋市事業継続計画第 3 版令和 2 年 3 月）

- ④ 被害が集中する可能性のある区域
- 1) 液状化区域（市南西部、西区、中村区、中川区、港区）天白川等河川沿い
 - 2) 土砂災害（急傾斜地崩壊危険区域（「マップあいち」参照・資料7）千種区、瑞穂区、南区、守山区、緑区、名東区、天白区の一部
 - 3) 木造家屋密集地域（資料8）
- ⑤ 想定屋内修繕工事件数
38,000 件（名水協・想定）
- 【算出根拠】
- ・名古屋市内の想定倒壊総数 約 44,000 棟（地震火災除く）
（名古屋市事業継続計画第版令和 2 年 3 月・市 HP）
 - ・給水戸数 1,357,554 戸（令和 3 年度・局 HP）
 - ・処理区域内戸数 1,292,084 戸（令和 3 年度・局 HP）
 - ・給水区域内想定倒壊総数 46,000 棟
（44,000 棟 ×（給水戸数 / 処理区域内戸数 ÷ 1.05））
 - ・能登半島地震での応急危険度判定結果（石川県 HP）
（危険 12,615 / 要注意 8,790 / 調査済 10,195）
- ※ 給水区域内の倒壊総数が「危険」判定とし当面修理できないとする。
 - ※ 「要注意」判定の家屋は、何らかの修理、改造を早い段階で行う。
 - ※ 建物被害は軽微だが漏水が発生する場合を考慮して計算結果を 1.2 倍する。
- 屋内修繕及び改造必要工事
= 給水区域内想定倒壊戸数 × 要注意判定 / 危険判定 × 1.2
- ⑥ 屋内修繕工事に現状に必要な日数
63 日（現状・支部員のみで対応した場合）
災害時に修繕に対応できる支部員：200 支部員（仮定）
修繕件数：3 件 / 日 / 支部員
（38,000（件） / 3（件 / 日 / 支部員） / 200（支部員））

5. 想定される活動

発災時に想定される活動フローを図 - 1 に示す。

6. 組合員の安否確認

① 緊急時の連絡方法

1) Biz の活用

地震発生時に自動的に送信し定型のフォーマットで情報を自動集計する。

登録された相手方又は登録グループに対して周知すべき情報を一斉送信する。

（団体コード 25652、ID 行政区番号、パスワード、dummy）

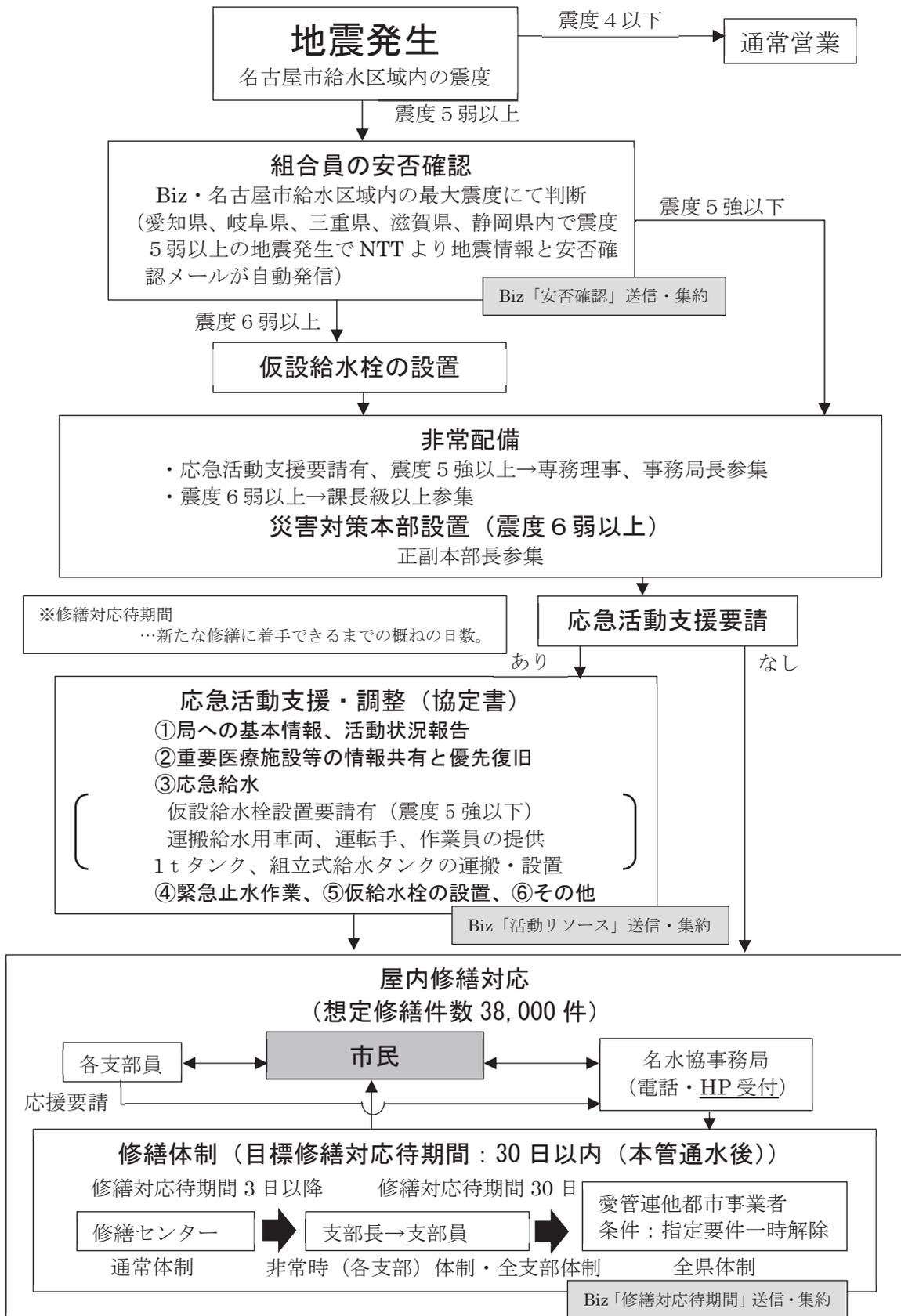


図 - 1 地震発生時の対応フロー図

Biz の災害用の定型のフォーマットとして、「安否確認」、「活動リソース」、「修繕対応待期間」(資料9)の三種類を準備する。その他、平常時から Biz に慣れるため事務局からのアンケート等はシステムを活用する。

2) LINE 等の活用

特定の相手方又はグループと双方向で通信する。

i) 支部内連絡網の作成 (支部 LINE 等)

災害発生時を想定して各支部内 (支部長、各支部員) での LINE グループ等を作成し、通常時の会議等に係る連絡網としても使用する。

ii) 本部と支部長間の連絡網の作成 (本部 LINE 等)

全理事、専務理事、顧問、事務局の課長級以上職員、防災事業部会担当にて LINE グループを作成し、災害時の連絡網として活用する。

② 安否確認の流れ

1) Biz 安否確認にて愛知県、岐阜、三重、静岡、滋賀の五県で震度 5 弱以上が発生した場合、NTT より地震情報と安否確認メール (Biz「安否確認」フォーム) が各支部員及び事務局員に自動配信される。

2) Biz 安否確認にて名古屋市給水区域内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は事務局及び支部長は支部員 (組合員) の返信状況を確認する。

また、事務局課長級以上の職員は配下職員の返信状況を確認する。

3) 支部長は、返信の無い支部員に対して LINE、電話等で安否を確認、Biz への登録を促す。支部員が被災している場合は、他の支部員及び事務局と協力して被災状況にあわせて必要な支援をする。

事務局員については、支部長を事務局長、支部員を事務局員、事務局を専務理事に読み替えて同様の対応をとる。

4) 事務局は、支部員及び事務局員の安否情報と、支部員及び事務局員の被災状況を集約して正副理事長 (本部長) に報告する

7. 非常時の体制

① 事務局の非常配備体制

「名水協本部の非常配備体制」(資料10)

事務局の営業時間外に名古屋市給水区域内のいずれかの区又は市町で震度 5 弱以下の地震が発生し局から応急活動の要請があった場合、震度 5 強以上の地震があった場合は専務理事と事務局長が、震度 6 弱以上で課長級以上が水道会館に自主参集する。そのほか、活動状況に応じて職員を確保する。営業時間内は、職員は全員参集する。

② 災害対策本部の設置

名古屋市上下水道局給水区域内で震度 6 弱以上の地震発生時及び局から応急活動要請があった場合に理事長及び副理事長を正副本部長として災害対策本部を設置する。

正副本部長は、水道会館に参集する。

各支部長は、自社に待機し災害対策本部と連絡をとりながら支部員に必要な指示を行う。

正副本部長の所属する支部においては支部長代行が支部長の職務を行う。

③ 正副本部長、支部長、事務局の役割

1) 正副本部長

本部長は全体を統理し、局からの応急活動の要請に対する受諾又は辞退の判断、局への要望事項の申出（指定要件の解除、対応待期間の周知など）、愛管連との連絡などを副本部長及び事務局と協力して実施する。副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合に代理で職務を行う。

2) 支部長及び支部長代行

各支部長は、支部員を統理し、本部からの指示事項を遂行する。また、当該支部員のみでは遂行ができない場合は本部と協議して他の支部に応援を要請する。支部長代行は、支部長が不在の場合に支部長に替わってその職務を行う。

3) 事務局

組合員及び事務局員の安否情報の集約、水道会館の被害状況調査・応急措置、給排水設備課との連絡調整、情報整理・交換、正副本部長の判断事項の整理、協定書に基づく応急活動に必要な指示事項の整理、資機材の準備などを行う。

また、屋内修繕の受付（受付窓口-電話2回線、HP）、修繕センター及び各支部長等への屋内修繕の配分、修繕対応待期間の把握、修繕用材料の確保など屋内修繕の遂行に必要な事務を行う。また、屋内修繕等への応援要請など愛管連との連絡調整に関しての具体的な事務を行う。

④ 発災時の器具備品

組合事務局で保有する災害時に活用できる器具備品等は資料11のとおり、また、水道会館は、都市ガスの供給が困難な場合を想定して、プロパンガスとしている。また、発電機は、プロパンガスを燃料としている。

8. 上下水道局との情報共有

① 提供を受けたい情報

上下水道施設の全体の被害状況と復旧計画

断水の状況と翌日の通水予定

応急活動に必要な情報（日時、場所、活動内容、報告内容）

② 提供する情報

基本情報（事務局参集状況、災害対策本部設置、活動可能組合員数）

応急活動に提供可能な人員と車両、資機材の情報（活動リソース）

応急活動の実施状況

屋内修繕の実施情報（受付件数、処理件数、待機期間など）

③ 情報共有の方法

局と事務局との情報交換はメールを基本とする。メール等の使用も困難な場合、事務局は給排水設備課に、各支部長（ブロック長）は営業センター等に持参する。

9. 活動リソースの把握

事務局は、応急活動の依頼があった場合に備えて、発災直後と応急活動が始まる時期からは毎日、応急活動に提供可能な運転手（免許証の種類）、作業員、車両（〇tトラック、〇tダンプ、特殊車両など）、資機材を把握する。把握にはBizの「活動リソース」のフォームを使用する。

各支部長は支部単位で把握し、回答の無い支部員に回答を請求する。事務局は活動リソースを行政区別に取りまとめて、局から要望のあった応急活動が可能かどうか検討し、正副本部長と協議し回答する。

なお、活動リソースの調査は、応急活動への協力が不可能になり、屋内修繕に集中する段階には、基本的に取りやめることとする。

10. 協定書に基づく応急活動

① 仮設給水栓の設置

1) 寄託先支部員と設置個所

仮設給水栓寄託リスト(06.06 修正後).xlsx(資料12)

2) 仮設給水栓の保管と設置

寄託先支部員は、災害時に持ち出しが困難にならない場所に保管し、災害時に即時利用可能な状態で管理する。

各支部は、寄託先支部員に加えて、あらかじめ補助支部員を指定する。支部員が被災し、設置が困難な場合は補助支部員又は支部長が替わって設置する。

3) 設置手順

名水協災害対策ネットワーク「仮設給水栓設置マニュアル」参照

4) 設置条件

・震度6弱以上での設置

名古屋市給水区域内のいずれかの区又は市町で震度6弱以上の地震が発生した場合、仮設給水栓を寄託された支部員は自主的に所定の応急給水施設に設置する。なお、念のため事務局より全支部員に一斉送信する。

・震度5強以下での設置

給排水設備課から設置要請があった場合、事務局は、該当する支部長に連絡し（行政区別での設置を想定）、支部長から寄託支部員に設置を指示する。

5) 設置確認

事務局及び支部長は、局のHPにて仮設給水栓の設置状況を確認する。支部長は設置されていない仮設給水栓の寄託先支部員に連絡し、

設置されていない理由を確認する。

6) 情報の集約及び報告

支部長は、未設置個所の理由を事務局に報告する。事務局は未設置理由を集約して局に報告する。(資料12)

② 重要医療施設等の優先復旧

上下水道局では、「応急給水施設へ至る管路、災害時に優先的に給水を確保する必要がある救急病院、透析医療機関などの重要給水施設へ至る管路については、優先的に耐震化の整備が完了しており」発災時には施設までの通水は確保されるとしている。しかし、これらの施設の宅地内の耐震化状況は不明である。また、避難所や小中高等学校においても宅内での水の使用が早急に求められるものと考えられる。本来、各施設の維持管理を担当する事業者が実施する修繕ではあるが、当該事業者の被災状況や施工時期の不適合から組合又は組合員に要請があることが考えられる。(透析医療機関 79、災害拠点病院 11、災害拠点精神科病院 1、災害協力病院 19、福祉避難所 189 - 名古屋市内の施設数)

1) 活動内容

- ・重要医療施設等の被災状況の把握
- ・屋内修繕及び改造工事

2) 支部員の選定

当該行政区内の支部員の中から対応可能なものを支部長が指定する。

3) 修繕費用

施設管理者に請求

③ 運搬給水への協力

初動段階で本管が断水中で屋内修繕の数が比較的少ない場合などで活動リソースがある際に当局の要請に応じて運搬給水に協力する。

1 t タンク車、10 t ポリタンク等による運搬給水に必要な機材は、各営業センター、管路センターのほか局の災害機材倉庫（市内 25 か所）に配置されている。給水元となる施設は、施設の被災状況にもよるが、浄配水場、応急給水センター、各営業センター、各管路センターである。(タンク車用給水栓 37 か所、73 栓)

1) 作業人員、車両の提供

局と派遣先の公所、必要な期間、人数、車両の種類、台数を調整する。具体的な給水元、運搬先等は担当課公所の指示に従う。

事前把握している活動リソースに基づき提供できる人数、運転手、車両を選定し、支部員に最終確認を行う。

班編成は、1 班 2 名を基本としいずれかを班長とする。派遣される支部員は一旦組合本部に参集する。

事務局は、活動資金、食料、飲料水等を自主的に調達して各班に提供する。

班長は、局に提出した作業指示書兼作業報告書（資料13-1参考）の写しの欄外に支部員名と従事者の氏名を記載し最終活動日に、活動に利用した資金の領収書とともに事務局に提出する。

2) 1t タンクによる運搬給水

自然流下式の 1t タンク、加圧式の 1t タンク（加圧式は主に局職員が操作）があるが、運搬には 2t ダンプ、トラックなどの車両が必要である。

自然流下式の場合には、積載したままタンクの蛇口からの給水ができるように配置位置を考慮して固定する。

給水元、運搬先は局の指示に従う。

3) 10 ㍓ポリタンクによる運搬給水

軽自動車から運搬給水ができる。給水元、運搬先、回収の要否、回収方法は局の指示に従う。

4) 加圧タンク車による運搬給水

局保有の車両は、中型運転免許証(4t タンク車)、準中型運転免許証(3t、2t タンク車)が必要であり、平成 29 年 3 月 12 以降取得の普通運転免許証では運転できない。一部はオートマ限定免許でも運転できない車両がある。局全体 12 台、NAWS1 台保有している。他都市応援隊の大部分は加圧タンク車である。

避難所に設置した給水タンク、給水先施設の受水槽にローテーションで給水することを主とするが、個別の建物のメータ筐内に接続しての給水や受水槽への送水、漏水修理への活用など汎用性もある。

給水元、運搬先、操作方法は局の指示による。主に局職員が運転する。

5) 1t タンク、組立式給水タンクの運搬設置

避難所等の給水先に 1t タンク又は組み立て式給水タンクを設置し、加圧タンク車で給水する方法をとる。

1t タンクは 2t ダンプやトラック、組立式給水タンクは軽自動車（トラック、1Box）でも運搬ができる。

局の指示のもと指定場所に設置する。組立式給水タンクは、水道会館に 2 台配置している。水道会館の 2 台は事務局員が運搬設置する。

④ 仮給水栓の設置

阪神淡路大震災では、メータ筐内に仮給水栓を設置した。その後の地震では、一部の施設で実施した例がある。

設置目的としては、重要医療施設等で屋内側が原因で水が使用できない場合に運搬給水の替わりとして設置するもの、仮設給水栓や地下式給水栓の設置では十分な給水ができない場合に建物の所有者の許可を得て公の給水栓として設置するもの、建物の屋内修繕に時間を要するために個々の建物に急急に設置するものなどが考えられる。いずれも水道メータの設置が望ましいが公の給水栓として設置するものは必ずしも設置の必要はないものと考えられる。

各支部員は、応急給水と同様に局に提出した管路修理報告書（資料 13-2 参考）の写しの欄外に施工した支部員名と従事者の氏名を記載して、活動に利用した資金の領収書等とともに事務局に報告する。

仮給水栓の設置は、屋内修繕に密接な関係のある作業として、運搬給

水よりも優先して協力する。

⑤ 緊急止水作業

給水区域内各地での本管や宅地内での漏水の発生に伴い給水量が急激に増加し断水、減水等が発生する可能性がある。これに対応して配水管での断水のほかに宅地内で漏水が発生している可能性のある家屋（応急危険度判定：危険判定で住めなくなった住宅（46,000 戸・名水協想定）、要注意判定など修理が必要になった住宅（32,000 戸・名水協想定）、空き家 156,900 戸（名古屋市内））に対して、緊急止水を実施する可能性がある。

- 1) 目視、音聴、メータの動きで漏水の有無を確認する。
- 2) 給水管に附属してた甲止水栓、乙止水栓、仕切弁を閉止する。
- 3) 閉止が困難な場合は、宅地内を掘削して止水する。（万力、MC ソケット、キャップ等の資機材）

作業エリア、作業内容等の具体的な指示は管路センター等の指示に従う。仕切弁等の操作は、NAWS のバルブ操作研修受講済の者が行う。

運搬給水と同様に局に提出した漏水調査報告書（資料13-3参考）の写しの欄外に施工した支部員名と従事者の氏名を記載し、活動に利用した資金の領収書を事務局に提出する。本作業も仮給水栓の設置と同様に屋内修繕と密接に関係することから、他都市応援隊の到着状況をみて運搬給水よりも優先して協力する。

⑥ 各作業の優先順位の整理

上記の作業について時間と作業の優先度を整理する。運搬給水への協力は時間優先度が高く活動リソースに余力がある期間で、応援都市が到着するまでは協力するが、その後は作業優先度の高い作業を優先して実施する。

1) 時間優先度

仮設給水栓の設置 > 運搬給水への協力 > (通水) > 重要医療施設等の優先復旧 > 緊急止水作業 > 仮給水栓の設置

2) 作業優先度

仮設給水栓の設置 > 重要医療施設等の優先復旧 > 緊急止水作業 > 仮給水栓の設置 > (屋内修繕) > 運搬給水への協力

1.1. 屋内修繕対応

① 屋内修繕の基本方針

震災時においても屋内修繕や改造工事は、各支部員と市民との民間契約での実施を基本とする。

組合は、修繕センターや局経由で申し込みがあった場合、各支部員が施工困難な場合でその支部員から応援要請があったものを対象に施工する。

② 目標修繕対応待期間

本管通水後 30 日以内

想定件数 38,000 件の屋内修繕が、一度に発生したとして 30 日以内に施工するには、1,267 件/日、想定と同じ条件で計算すると約 420 班の

修繕体制が必要である。しかし、各支部員や員外工事店に別に申し込む修繕がある。また、本管の通水時期のずれや申込者の事情などもあり修繕が同時期に集中して申込があるとは考えにくい。このため、いつの時期にどれだけ組合に申し込みがあるか想定しにくく対処療法的な対策をとることとする。

そこで、単純に修繕対応待件数に対する施工期間が 30 日を大幅に超えないように、1) 修繕センター担当業者の相互応援で施工する(通常体制)、2) 各支部内の工事を当該支部員が協力して施工する(非常時体制)、3) 支部を超えて支部員が協力して施工する(全支部体制)、4) 愛管連事業者への協力を要請する(全県体制)といった方法で順次体制を強化する。

③ 修繕対応待期間の把握

事務局(災対本部)は、発災時より Biz の「修繕対応待期間」フォームを利用して、各支部員の作業可能時期の聞き取りを行う。

④ 施工者の選定優先順位

施工者については次の優先順位で選定する。

【1】修繕センター契約工事店

修繕センター契約工事店 4 社が相互に協力して対応する。

【2】修繕依頼のあった行政区の支部員

【3】比較的余裕のある支部の支部員(震源から遠い支部など)

【2】【3】の支部員の選定は支部長が行う。

【3】の支部は、事務局(災対本部)から支部長に依頼する。

【5】愛管連の協力事業者(指定要件の一時解除があった場合)

⑤ 修繕の受付

- 1) 修繕の受付は、基本的に修繕センター(事務局)が行う。時間外は、震度 5 強以上で事務局が参集するまでの間、当番店が行う。
- 2) 被災後の受付件数が多い場合、体制の整備のために職員を参集する。(受付担当を 3 名参集、電話対応 2 名、HP 対応、連絡員 1 名)
- 3) 受付件数の推移をみて、修繕受付時間を 5 時間(8:30~22:00)まで延長する。
- 4) 修繕センター(事務局)が利用する 2 回線(当番店に切り替えた時点は 1 回線)を超えた場合は、自動音声で HP の受付申込フォームに誘導する。

⑥ 修繕の施工

【通常体制での対応】

- 1) 修繕センターは、4 契約工事店が担当地域の枠を超えて協力して施工する。

【非常時体制(各支部体制)への移行】

- 2) 事務局(災害対策本部)は、修繕センターの 4 契約工事店で時間内の工事(平日 8:30~17:00)の修繕対応待期間が概ね 3 日を超えた(申込者都合を除く)時点で正副本部長と相談の上で支部毎の対応とする(非常時体制)。時間外(17:00~翌 8:30 及び土日祝日)の緊急工事は引き

続き修繕センター担当工事店で行う。

- 3) 事務局は、本部 LINE を利用して、非常時体制への移行を各支部長に連絡する。

【各支部の修繕対応待期間の把握】

- 4) 各支部長は、Biz と支部 LINE をもとに支部全体の概ねの修繕対応待期間を把握する。支部長は、本部 LINE を使用して支部の修繕対応待期間を送信し、全支部長が各支部の情報を共有する。

【屋内修繕連絡書（災対用）の送付】

- 5) 事務局は、各支部長に支部の「屋内修繕連絡書（災対用）」（資料 14）（HP の場合、受付票をあわせて送付する。なお、非常時体制では事務局によるお客さまへの事前確認はしない。）を送付する。
- 6) 各支部長は、支部員の状況を踏まえて、屋内修繕連絡書（災対用）（+受付票）を送付し対応を依頼する。

【修繕の実施】

- 7) 各支部員は、申込者に連絡をとって修繕を実施する。このときの修繕費用等は、局の無料修繕範囲を除いて修繕センターのルールではなく普段から各工事店が請求している費用とする。

【屋内修繕連絡書（災対用）の返送】

- 8) 支部員は、修繕が完了したら屋内修繕連絡書（災対用）に必要事項を記入して支部長に送付する。
- 9) 支部長は、屋内修繕連絡書（災対用）を受付日ごとに取りまとめて事務局に送付する。

【修繕内容の集計・報告】

- 10) 事務局は、屋内修繕連絡書（災対用）を取りまとめて、集計表を作成して局に報告する。

【全支部体制への移行】

- 11) 各支部長は、支部内の修繕対応待期間が概ね 2 週間を超えた時点で、事務局と連絡をとり他の支部の応援を依頼する。
- 12) 事務局は、正副本部長と相談して、全支部体制に移行し、その旨を支部長に連絡する。

【基準修繕対応待期間による管理】

- 13) 事務局は、全支部の修繕対応待期間を基に、基準とする修繕対応待期間（基準修繕対応待期間）を決めて、修繕を均等配分する。
- 14) 基準修繕対応待期間は、修繕の増加に合わせて 1 週間ごとに段階的に引き上げる。

○修繕の振分けルール

修繕センター契約工事店→担当支部→待機期間の短い支部→→基準修繕対応待期間引き上げ→修繕センター契約工事店→……

【全県体制への移行】（能登半島地震の例より）

- 15) 事務局は、基準修繕対応待期間が3週間を超えた時点で、正副本部長と協議の上で、全県体制への移行に向けた対応を局に依頼する。(1.3. 愛管連協力業者との連携 参照)

【愛管連協力業者への協力依頼】

- 16) 事務局は、局からの許可があり、基準修繕対応待期間が30日を超えた場合は、愛管連の所属工事店のうち、震源地から遠い愛管連支部長及び所属工事店に協力を依頼する。

- 17) 事務局は、協力を得られる予定の愛管連協力業者に、メータまわり配管や無料修繕範囲の説明など名古屋市の屋内のルールを説明する。

- 18) 事務局は、各支部への対応と同様に、愛管連協力業者に屋内修繕連絡書（災対用）を配布し、施工後に回収する。

【愛管連協力事業者情報の整理】

- 19) 事務局は、修繕連絡書を整理して、施工業者別の一覧表を作成する。愛管連からの協力業者については、出張費の公費負担の可能性のあることから、事業所の所在地を整理しておく。

1.2. 資材確保

資材担当及び資材委員長は、各支部長より各支部員の資材の調達状況を集約し、不足資材の数を把握する。

資材担当は、名水協の資材取引先及び愛管連の覚書（資料3）に基づいた資材取引先（愛知県管工機材商業協同組合）と連絡をとって、支部員等が調達困難になっている資材に関する情報を提供する。指定給水用具等組合取り扱い器具については、取引先と連絡をとって配達等を依頼して当該器具を確保する。

1.3. 愛管連からの協力事業者との連携

正副本部長と協議の上で、上下水道局に基準修繕対応待期間が2週間を超えた時点で愛管連の事業者からの応援を受けたい趣旨を報告する。

その結果、名古屋市給水区域内の工事に関連した指定の要件を一時的に解除する旨の連絡を待つ。

正副本部長又は専務理事、事務局長は、愛管連の専務理事に協力業者への連絡調整を名水協事務局が行う旨を報告する。また、修繕対応待期間が30日を超えた時点で震源地から遠い支部など応援を受けたい愛管連各支部に名水協として応援を依頼する。

事務局から愛管連所属の協力事業者のうち震源域から遠い愛管連支部に連絡して応援を求める。

1.4. 仮宿泊施設の提供

上下水道事業体の他都市応援は、自立して活動するため、受援事業体は、宿泊場所等を提供する必要はないが、発災当初は、そうした施設の確保も難しくなる可能性もあるため仮宿泊施設を用意する。

現在、水道会館は、洗身行為をすることはできないが、局の応急活動実施時の組合員及び事務局員のために、宿泊に必要な防災備品、発電機等（資料11）

を準備している。また、会議室等のスペースもあることから、これらを柔軟に利用して、局からの依頼があれば、仮宿泊施設として提供する。

災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋市指定水道工事店協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然現象により給水装置及び排水設備が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）、応急給水及び緊急止水作業の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、応急復旧工事等とは、給水装置応急復旧工事（公道部分を除く。以下同じ。）、排水設備応急復旧工事、応急給水及び緊急止水作業（公道部分の止水作業も含む。以下同じ。）をいう。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において甲のみでは応急復旧工事等を行うことが困難であるときは、乙に対して応急復旧工事等を要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、甲の要請を受けたとき、ただちに別紙1の協力体制を整え、車両及び必要な資機材を整備するものとする。

（応急復旧工事）

第4条 甲及び乙は、応急給水を効率的に実施するため、重要医療施設、社会福祉施設、避難所等（以下「重要医療施設等」という。）の被害情報を共有するとともに、重要医療施設等からの復旧の依頼があった場合には、協力して早期の応急復旧工事に努めるものとする。

2 乙は甲の求めに応じて、応急復旧工事を実施している建物の復旧状況について報告するものとする。

（応急給水）

第5条 甲が乙に災害時の応急給水に関して協力を要請する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 1 t 給水タンクまたは 10ℓ ポリタンクを車載するための車両の提供
- (2) 前号の車両の運転手及び応急給水作業の補助員
- (3) 甲が保有する 10ℓ ポリタンク・5ℓ ポリタンクの避難所等への配布

（緊急止水作業）

第6条 甲が乙に災害時の緊急止水に関して協力を要請する範囲は、次のとおりとする。なお、乙は甲の指揮のもと作業を行うものとする。

- (1) 道路取付管の乙止水栓・仕切弁の緊急止水作業
- (2) 仕切弁（配水管）、乙止水栓（小口径配水管）の緊急止水作業

2 乙は、漏水を発見した場合は、漏水のある区域を所管する甲の営業所に報告するものとする。

（応急復旧工事等の報告）

第7条 乙は、応急復旧工事等を行ったときは、施工場所、工事の内訳、施工業者、人員等について、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく費用は、原則として甲が別に定める基準により甲が負担するものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、応急復旧工事等の実施により知り得た情報は、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号)及び名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)並びにこれらに基づく規程等に従い、適切な情報の保護及び管理を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年12月3日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日前30日までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合は、引き続き1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年12月3日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 上下水道局長 長谷川 和司

乙 名古屋市中区丸の内三丁目14番11号
名古屋市指定水道工事店協同組合
代表者 理事長 鏡 味 栄 男

災害時における仮設給水栓の設置等に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋市指定水道工事店協同組合（以下「乙」という。）とは、平成24年12月3日付けで締結した「災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定書」（以下「基本協定」という。）に基づいて甲が乙に要請する仮設給水栓の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（仮設給水栓の設置要請）

第1条 甲は、名古屋市域で地震が発生した場合、基本協定第5条第4号の規定に基づく協力要請として、乙に対して応急給水施設への仮設給水栓の設置を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する仮設給水栓の設置の要請（以下「設置要請」という。）を受けたときは、応急給水施設へ仮設給水栓の設置を行うものとする。

（仮設給水栓の寄託）

第2条 甲は、設置要請を行うため、あらかじめ乙に仮設給水栓及び必要物品（以下「仮設給水栓等」という。）を寄託するものとする。

（寄託の条件）

第3条 前条による仮設給水栓等の寄託の条件は以下のとおりとする。

- (1) 寄託期間は第8条に定める有効期間の末日（同条ただし書きにより期間が延長された場合は延長後の期間の末日）までとする。
- (2) 寄託料は無料とする。
- (3) 甲が乙に寄託する仮設給水栓等（以下「寄託品」という。）の数は、甲と乙があらかじめ協議して定めるものとし、寄託品の数を変更する必要がある場合は、その都度甲乙協議して変更する寄託品の数を定めるものとする。
- (4) 乙は、寄託品を受け取ったときは、受領書を作成し、甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、寄託品を返納するときは、返納書を作成し、甲に提出するものとする。
- (6) 乙は、寄託期間が終了した場合及び寄託期間中において甲が要求した場合は、直ちに寄託品を甲に返納しなければならない。
- (7) 寄託品の保管場所は第4条第1号に定める担当工事店の建物内とする。
- (8) 乙は、寄託品を本協定の目的以外に使用してはならない。
- (9) 乙は、毎年度寄託品を点検し、その結果を甲に報告しなければならない。
- (10) 乙は、寄託品を第三者に譲渡、転貸、売却又は担保の目的に供する等の行為をしてはならない。
- (11) 乙は、寄託品の紛失、損傷、盗難等が発生した場合は、復元又は購入にかかる費用を負担しなければならない。

（事前準備等）

第4条 乙は、設置要請に備え、次のとおり事前準備を行うものとする。

- (1) 乙は、乙に加盟している本市指定給水装置工事事業者（以下「工事店」という。）の中から、甲が指定する各応急給水施設に対して仮設給水栓の設置作業を担当する工事店（以下「担当工事店」という。）を指定するとともに、名簿を作成し、甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、提出した名簿の内容に変更が生じた場合、内容変更した名簿を速やかに甲に提出するものとする。
- (3) 乙は、担当工事店が対応できない場合を想定し、代替りの工事店を指定する等、バックアップ体制を構築するものとする。

(地震発生時の対応方法)

第5条 名古屋市区で震度5強以下の地震が発生した場合における甲及び乙の具体的な対応は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲の対応

甲は、地震の被害等により必要と認めるときは、乙が提出した名簿に基づき、甲から設置要請を行うものとする。

(2) 乙の対応

ア 乙は、担当工事店（担当工事店が対応できない場合は代わりの工事店）に対し、甲の設置要請に対応するための準備を行うように連絡するものとする。

イ 乙は、甲から設置要請があった場合、速やかに各応急給水施設へ仮設給水栓を設置するものとする。

2 名古屋市区で震度6弱以上の地震が発生した場合、乙は、甲からの設置要請があったものとみなし、速やかに前項第2号イの対応を行うものとする。ただし、「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合、避難勧告発令対象地域内にある応急給水施設には、仮設給水栓を設置しないものとする。

3 乙は、前2項いずれの場合においても仮設給水栓を設置した場合は、試薬を用いて残留塩素を確認し、応急給水が可能な状態にするものとする。

(報告)

第6条 乙は、設置要請に基づいて仮設給水栓の設置を完了した場合は、速やかに甲にその旨報告するものとする。また、仮設給水栓の設置ができなかった場合においては、その理由を報告するとともに、甲の指示に従うものとする。

(撤去)

第7条 第5条により設置した仮設給水栓の撤去については、甲の指示によるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成28年8月3日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日30日前までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合は、引き続き1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項が生じた場合、又は本協定の内容について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

平成28年8月3日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 上下水道局長 丹羽 吉彦

乙 名古屋市中区丸の内三丁目14番11号水道会館内
名古屋市指定水道工事店協同組合
代表者 理事長 穂刈 泰男

名古屋市指定水道工事店協同組合・名古屋上下水道総合サービス株式会社の
相互協力に関する基本協定

名古屋市指定水道工事店協同組合と名古屋上下水道総合サービス株式会社は、相互協力にかかると基本協定を以下の通り締結する。

(これまでの経過)

第1条 名古屋市指定水道工事店協同組合（以下「名水協」という。）と名古屋上下水道総合サービス株式会社（以下「NAWS」という。）はこれまで以下の通り相互の信頼関係を構築してきた。

- (1) (財)水道サービス（NAWSの前身）が、1963年(昭和38年)に名古屋市、名水協の出捐を受け、道路取付管工事を専門に行う財団法人として名水協特別事業部から分離独立する形で発足する。その後、(財)水道サービスは名古屋市上下水道局の補完代行機関として業容を拡大する。
- (2) 2010年(平成22年)12月にNAWSが、名古屋市、名水協から出資を受け上下水道事業の社会的課題を幅広く解決するソーシャルカンパニーたる株式会社として設立され、翌年4月、(財)水道サービスの事業を引き継ぎ、事業を開始する。
- (3) 前身の水道サービス時代を含めて、名古屋市上下水道事業のお客さまに直接関わる分野において、局、名水協及びNAWSの三者が三本の矢ともいえる関係で協力し、サービス水準の向上に努め、それぞれの事業を進めてきた。

(基本理念)

第2条 前条に示すとおり、名水協とNAWSはNAWSの前身である(財)水道サービス設立時から、名古屋市上下水道事業のお客さまと直接関わる業務を中心に相互に協力しサービスの向上に努めてきた。

名水協およびNAWSは双方に関わる業務について、将来のあるべき姿を常に追求し、必要な都度業務の連携協力を一層進め、もって上下水道事業全体のサービス向上を図るとともに、名水協、NAWS双方の事業発展に資することをこの協定の基本理念とする。

(具体的施策の決定)

第3条 本協定に基づく協力連携の具体的内容については、双方がその都度協議し、その内容を決定する。

- 2 具体的内容の決定および実施にあたっては、双方本協定の基本理念に基づき誠実に執行するものとする。

(情報の保護)

第4条 名水協及びNAWSは、本協定に基づき相手方より情報の開示を受けて、又は本協定に基づく業務により知りえた情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的以外の目的をもって利用しないものとする。

(協定期間)

第5条 本協定は、いずれかからの書面による終了の意思表示があった場合に双方協議の上終了するものとする。終了の意思表示は6ヶ月前までに行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に関し協議が必要な状況が生じた場合は、本協定の趣旨に則り双方誠実に協議し解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成25年 5 月 / 日

名古屋市中区丸の内三丁目14番11号

名古屋市指定水道工事店協同組合理事長

鏡 味 染 男

名古屋市中村区竹橋町35番22号

名古屋上下水道総合サービス株式会社代表取締役

美 比 勝 正

資料 4

愛知県管工事業協同組合連合会と地震等災害時における応急復旧応援協定締結先団体一覧

締結日	締結先団体	締結事項	概要
平成 20 年 5 月 27 日	日本水道協会愛 知県支部	災害時における 水道施設等の応 急復旧に関する 協定	①日水協（愛知県支部）に所属する事業体の水道施設 （公の施設）の被害に対する復旧活動の応援に関 して工事の施工、労務、車両の提供に関するもの ②応急給水活動、応急復旧活動、応急復旧資機材提供 ③他の都道府県への復旧応援を含む
令和 2 年 3 月 19 日	愛知県及び名古 屋市	災害時における 被災住宅の応急 修理に関する協 定	①愛管連加盟会員名簿の提供 ②応急修理の実施方針を提示してから応援要請 ③被災後対応可能な応急修理業者のあっせんと同業 者への技術支援
平成 26 年 4 月 15 日	愛知県管工機材 商業協同組合	災害時における 資材提供に関す る協定書 （資料5）	①水道施設及び給排水設備の応急復旧に必要な資機 材の供給に関する協力要請 ②愛管連正会員の要望する場所への運搬・引渡 ③価格・支払い時期は資材供給引渡後に協議
平成 23 年 4 月 28 日	渡辺パイプ中部 支店	災害時における 復旧活動の応援 協りに係る覚書	①渡辺パイプが取り扱う資材の供給についての協力 要請 ②渡辺パイプのサービスセンター構内での引渡 ③災害時直前の適正価格を提供
令和 6 年 5 月 24 日	渡辺パイプ中部 支店	災害時における 被災地域への災 害備品の提供に 関する協定	①渡辺パイプが管理する災害備品の提供についての 協力要請 ②愛管連の指定する場所までの運搬・引渡 ③無償提供
平成 23 年 4 月 28 日	株式会社アクテ ィオ	災害時における レンタル機材の 提供に関する協 定書	①バックホー、トラック（クレーン付き）、油圧ブレ ーカー、その他レンタル機材の提供 ②引渡場所は協議によるが、引渡場所までの運搬は アクティオが行う。

災害時における資材提供に関する協定書

愛知県管工事業協同組合連合会（以下「甲」と言う）と愛知県管工機材商業協同組合（以下「乙」と言う）は、地震、水害その他災害事変等（以下「災害」と言う）の発生により被災した水道施設、及び給排水設備の応急復旧に要する資材の供給協力に関し、次の通り合意に達したので、ここに協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生により被災した水道施設及び給排水設備の応急復旧について、甲及びその正会員が迅速に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給協力の要請）

第2条 甲及びその正会員は、災害の発生により被災した水道施設及び給排水設備の応急復旧にあたって、乙の正会員の取り扱う資材が必要であると認めたときは、乙及びその正会員に対して、当該資材（以下「本資材」と言う）の供給について協力を要請することができる。

2 甲及びその正会員が供給を要請する本資材の主たるものは、乙の正会員が取り扱う製品とする。

3 乙の正会員は、甲及びその正会員の要請に全面的に協力するが、本協定は供給義務を定めるものではない。

（要請の手続）

第3条 甲及びその正会員は、前条の要請を行うときには、資材提供要請書を乙及びその正会員に提出するものとする。

2 ただし、緊急を要するときには、電話その他の方法により要請ができるものとし、後日速やかに資材提供要請書を乙及びその正会員に提出するものとする。

（運搬、引渡、検収）

第4条 本資材は、原則として甲及びその正会員の要望する場所へ運搬して引渡すものとし、甲及びその正会員は直ちに検収を行うものとする。

（支払）

第5条 乙の正会員が提供した本資材の価格及び運搬の協力を行った場合の経費（以下「代金等」と言う）は、本資材の供給及び引渡し後、支払方法及び時期について甲乙協議

の上、決定するものとする。

(所有権の移転)

第6条 本資材の所有権は代金等の完済をもって乙の正会員から、甲及びその正会員に移転するものとする。

2 ただし、代金等の完済前でも、甲及びその正会員が他に転売することを妨げるものではない。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、情報の伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めない事項が発生したとき、または本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して解決にあたるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定は平成 26 年 4 月 15 日からその効力を有するものとし、有効期限は1年間とする。

2 ただし、有効期限満了日の1か月前までに甲乙いずれかからの申し出がない限り、本協定は自動的に1年間継続するものとし、以後同様とする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年4月15日

甲 愛知県管工事業協同組合連合会

代表理事

鏡 味 染 男

乙 愛知県管工機材商業協同組合

代表理事

小 川 信

名水協災害対策ネットワーク

大規模災害時に備える対応マニュアル

<http://www.meisuikyo.jp>



■ 訓練説明



第2回防災訓練

開催日 平成29年5月18日

開催場所 名古屋市上下水道局技術教育センター

第3回防災訓練

開催日 令和元年5月17日

開催場所 名古屋市上下水道局技術教育センター

第4回防災訓練

開催日 令和4年5月13日

開催場所 名古屋市上下水道局技術教育センター

第5回防災訓練

開催日 令和6年5月14日

開催場所 名古屋市上下水道局技術教育センター

目 次

名古屋市指定水道工事店協同組合災害対策ネットワーク	4
Biz 安否確認システム	6
地震が起こったら	7
名古屋市上下水道局の地震対策	8
仮設給水栓設置マニュアル	10
主要関係官公庁名簿	12

■ 仮設給水栓設置訓練



■ 仕切弁操作訓練



■ 置コマ式止水訓練



■ 圧着止水訓練



■ 給水タンク積載訓練



■ 取付管止水訓練



名古屋市指定水道工事店協同組合災害対策ネットワーク

1. 目的

地震並びに災害の発生を想定し、“ライフライン”の復旧及び確保に際し、名古屋市上下水道局との連携のもと、名古屋市指定水道工事店協同組合のネットワークをもって市民サービスに寄与することを目的とする。

2. 名称

「名水協災害対策ネットワーク」と称する。

3. 発動時期

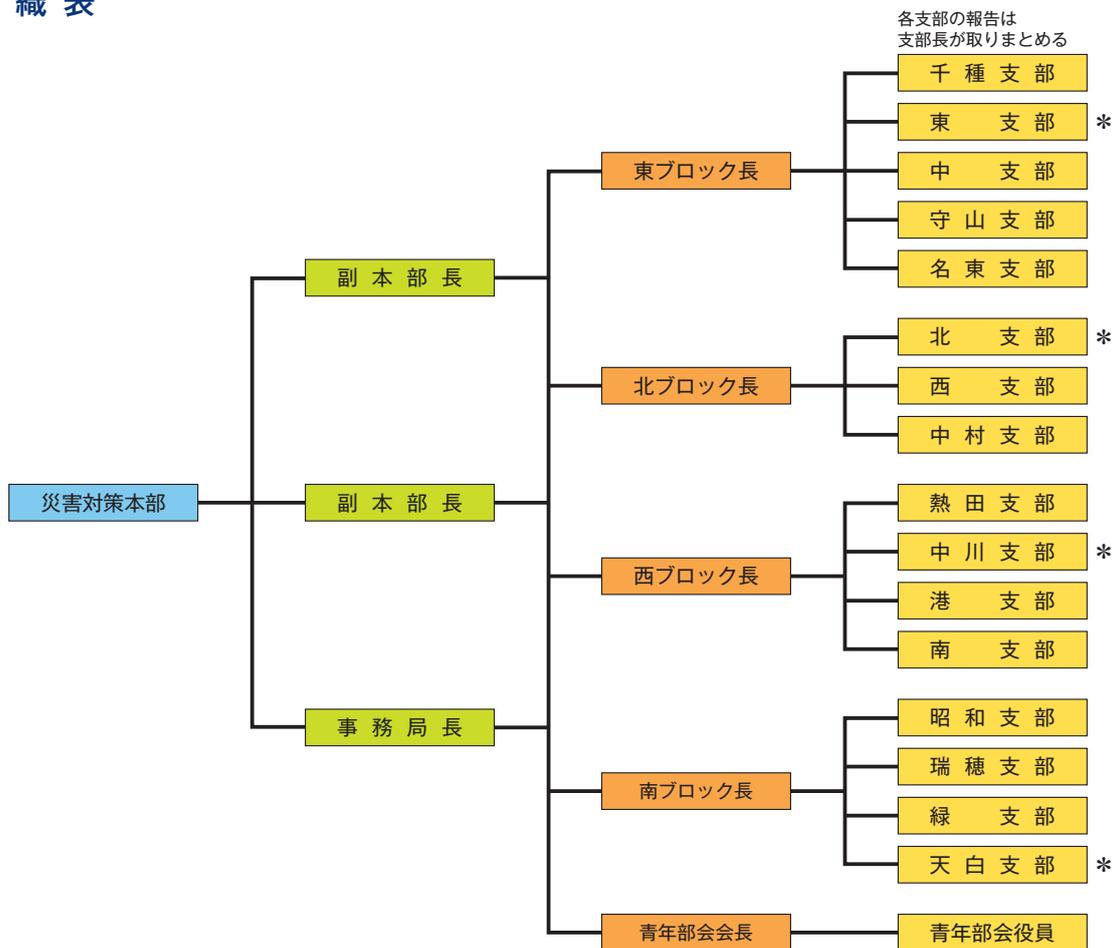
愛知県下において震度6弱以上の地震並びに災害発生時及び名古屋市上下水道局からの要請により、理事長を本部長、副理事長を副本部長とする組合災害対策本部を、組合内に設置する。但し初動活動については、上下水道局と緊密な連絡をとりながら活動する。

4. 対策本部

対策本部の召集については正・副理事長が召集する。

対策本部のメンバーは、理事会に準ずる。

5. 組織表



*印はブロック長担当支部

6. 報告並びに指示連絡網

- ① 災害対策本部の指示のもと、支部長は被害状況（支部員及び各区内被災状況）を、各ブロック長に報告する。
- ② 災害の被害状況をまとめるため、ブロック長及び青年部会長は副本部長、事務局長のいずれかに被害状況を報告する。
- ③ 災害対策本部からの連絡及び、本部への報告については、組織表の順に実行する。
- ④ 報告、連絡方法は臨機応変を旨とする。
※臨時の場合は、災害伝言ダイヤル「171」及びLINEを利用する。

7. 復旧活動

- ① 初動体制としては、組合員の被害状況の把握、名古屋市給水地区の被害状況（断水等）の情報収集に活動する、特に名古屋市上下水道局災害対策本部に情報を提供し、上下水道局との連絡を密にする。
- ② 復旧工事について上下水道局より要請があった場合、災害対策本部はネットワークにより速やかに対応する。
- ③ 予想される宅地内給水装置の応急止水、1栓の確保、取付管の復旧等については、災害対策本部において体制を準備し、対応する。
※施工チームの人員については初動活動において情報として収集し、動員可能人員を把握の上、速やかに施工チームの編成を行い、応急復旧態勢を準備する。
- ④ 外部からの応援隊についても上下水道局の指示の下、速やかに対応する。

8. 上下水道局及び各種団体との事前協議及び協定

- ① 名古屋市上下水道局とは、平成24年12月に「災害時における応急復旧工事等の協力に関する協定」を締結した。
- ② 平成28年8月に名古屋市上下水道局と「災害時における仮設給水栓の設置等に関する協定書」を締結した。
- ③ 愛知県管工事業協同組合連合会が資材取引先と平成26年4月「災害時における給水管類等の供給に関する覚書」を取り交わした。
- ④ 愛知県管工事業協同組合連合会が愛知県知事及び名古屋市長と令和2年4月「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」を締結した。

9. その他

名水協災害対策ネットワークに基づき災害が発生した際に、スムーズに行動に移せるように、毎年1回、組合員協力の上「防災訓練」を実施する。

名水協災害対策ネットワークは、上下水道局の要請により風水害等の災害対策にも対応する。

組合備品として、発電機、電動アシスト自転車、非常食、非常用ベッド、組み立て式仮設給水タンク、仮設トイレ、その他必要と思われる機材を備える。

非常事態への備え

昨今の大型地震発生など、社会的責任の増大を背景とした、事業継続計画（BCP）の取り組み意識が高まっております。

■ 名古屋市指定水道工事店協同組合としての社会的責任



■ 震度5以上の地震が愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、滋賀県の5地区に発生した時

①地震発生時、安否確認システムから組合員に地震情報を自動的にメール連絡



②同時に、被災地の支部員に安否確認メールを自動送信

③各支部の支部員が安否状況、出勤可否を報告

④安否状況確認：名古屋市指定水道工事店協同組合が支部員の安否状況と集計結果を確認

緊急地震速報って？

緊急地震速報は、地震による強い揺れを事前（揺れる前）にお知らせするための情報です。

- 地震発生場所に近い地震計で地震は波（P波、初期微動）をキャッチ
- 気象庁で、震源や規模、予想される揺れの強さ（振動）等を自動計算
- 地震による強い揺れ（S波、主要動）が始まる前に素早くお知らせ（緊急地震速報を発表）
- 家庭や工場、集客施設、交通機関などで、見聞きした一人一人が自らの身を守るために活用

緊急地震速報 利用の心得

まわりの人にも声をかけながら

あわてず、まず身の安全を!!

地震の揺れを感じたら…（緊急地震速報がなくても）

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間は、数秒から数十秒、しのぎます。

周囲の状況により具体的な行動は異なります。
日頃からいざというときの行動を考えておきましょう

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる

屋外(街)では

- スロツク欄の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

自動車運転中は

- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす

上記のほか、訪れた施設等において緊急地震速報を見聞きした時は、身を守り、係員の指示に従ってください。

地震に備えましょう

強い揺れに見舞われると、家具の落下や、転倒、ガラスの破損などが起きることが想定されます。「緊急地震速報」を見聞きしても、これらの危険に対する備えができていなければ身の安全を守ることができません。

日頃から地震への備えを心がけると共に、室内の安全な場所を把握しておきましょう。

●日頃からの備えの例

- 住宅・建造物の耐震化
- 家具などの転倒・移動防止
- 備品の落下防止
- ガラスなどの飛散防止

壁にしっかりとした柱がある場合・・・
L型金物で、壁の柱と、家具の柱を直接固定する。

壁に柱が入っていない場合・・・
高さを調整しながら天井と家具を支える取納ユニットで固定する。

※詳細は総務省消防庁ホームページ「地震による家具の転倒を防ぐには」などをご参考としてください。
(<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html>)

訓練して備えましょう

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかです。この短い間に、落ちてくるものや倒れてくるものを避け、あわてず身を守るなど適切な行動をとるためには、日頃から訓練し、行動することに慣れておくことが重要です。

アンケートの結果から、訓練の経験があるほうが「実際に行動できている」傾向がみられる

速報を見聞きした時の行動有無

項目	実施	割合
全体 (n=3,282)	実施	33.6%
訓練経験なし (n=2,431)	実施	7.0%
訓練経験あり (n=851)	実施	19.2%

※図：気象庁「緊急地震速報の利用状況等に関する調査」(平成24年10月31日～11月5日に調査)

●具体的な訓練はどうしたらよいの？

訓練は簡単・短時間で実施することもできます。まず、左のページも参考に、例えば自分がよく利用する場所(学校、職場など)でどうすれば身を守れるか、具体的にイメージしてみましょう。そして、短い時間で本当にその行動がとれるのか、実際に行動して確認しましょう。

地震対応の防災訓練としては「シェイクアウト」という訓練も注目されています。これは、緊急地震速報を見聞きした時や地震発生を感じた時とときに身の安全を確保する行動「安全行動1-2-3」をとれるようにするものです。アメリカで2008年に始まった世界最大規模の防災訓練で、日本では2011年に東京都千代田区が最初に実施し、2013年には全国で200万人以上が参加しています。詳細は下記ホームページを参照ください。

【効果的な防災訓練と防災啓発(シェイクアウト)提唱会議 <http://www.shakeout.jp/>】

緊急地震速報の報知音を合図に、このような訓練もやってみましょう。

まず低く
DROP!

頭を守り
COVER!

動かない
HOLD ON!

地震発生時の安全確保行動1-2-3(①まず低く ②頭を守り ③動かない)
出典・効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

気象庁リーフレット

「緊急地震速報～まわりの人に声をかけながら あわてず、まず身の安全を!!～」より

地震時にご家庭の水道が断水した場合にも、皆さまが水をご利用になれるように右表のような目標を定めています。
➡ 4週間をめどに復旧

項目	経過日数			
	発災～3日	4日～10日	11日～21日	22日～28日
目標応急給水量	3ℓ/人・日	20ℓ/人・日	100ℓ/人・日	250ℓ/人・日
用途	生命維持のための必要最小限の水	調理、洗面等最低生活に必要な水	調理、洗面および最低の浴用、洗濯等に必要な水	被災前と同様な生活に必要な水
給水方法	0% 備蓄水	運搬給水	拠点給水	100% 復旧した管路

■飲料水の備蓄

大規模な災害による広域的な断水が発生すると、皆さまに水がいきわたるまでに数日かかってしまう場合もあります。各家庭で1人1日3リットルの3日分（計9リットル）以上の飲料水の備蓄をお願いします。

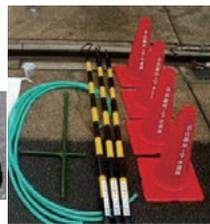
飲料水の備蓄方法について

- ・上下水道局で災害用備蓄飲料水「名水」を販売しています。1箱で3日以上分の飲料水を備蓄できます。
- ・ポリタンクなどで備蓄する場合は、3日間を目安に水を入れ替え、必ず冷暗所で保存してください。



■地下式給水栓

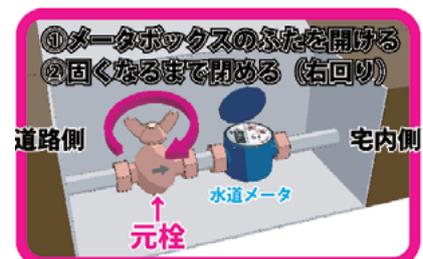
地域の皆さまが自ら操作して応急給水できる施設として、名古屋市内のすべての市立小中学校に整備しています。操作セットは各小中学校などに保管されています。



■水道の元栓の閉め方

地震が起きたとき、自宅の敷地内で漏水があると、配水管の漏水の発見に時間がかかったり、断水後に通推移した際に敷地内で噴出したりする危険性があります。

自宅の敷地内で漏水した場合や、指定避難所に避難するときは、必ず水道の元栓を閉めてください。

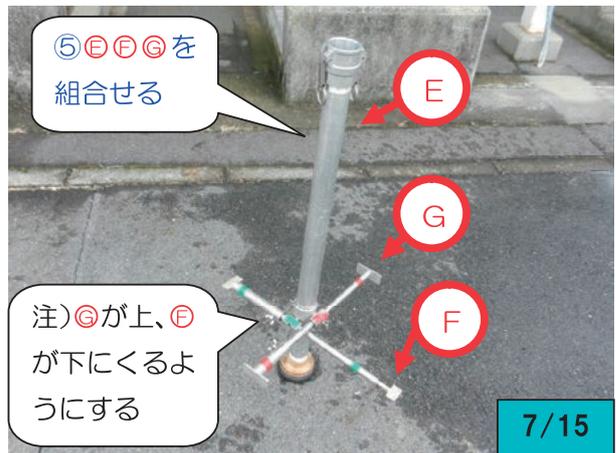
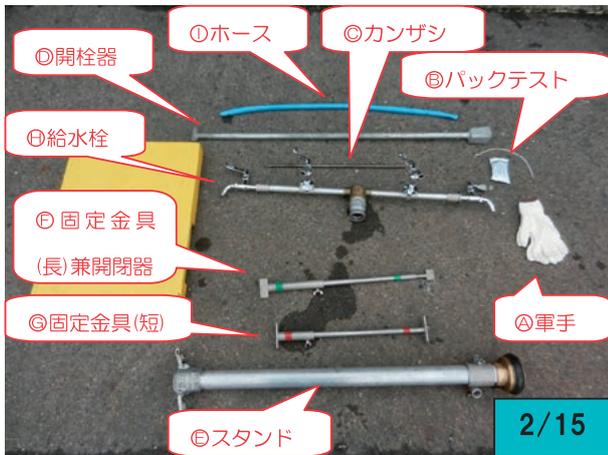


■下水道直結式仮設トイレ

災害時に地域の皆さまが自ら組み立てて使用することができる下水道直結式仮設トイレを設置するためのマンホールを、指定避難所などの周辺道路に整備しています。下水道直結式仮設トイレ本体は、各指定避難所などに保管されています。



仮設給水栓設置マニュアル





8/15



12/15



9/15



13/15



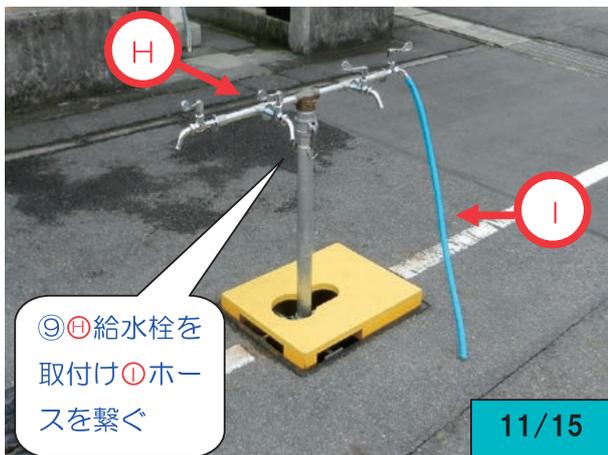
10/15

パックテスト測定方法

① チューブ先端のラインを引き抜きます

② 穴を上にして、指でチューブの下半分を強くつまみ、中の空気を追い出します

14/15



11/15

③ そのまま②の状態、穴を検水の中に入れ、つまんだ指をゆるめ、半分くらい水を吸い込みます

④ かるく5~6回振り混ぜて、指定時間後に図のように標準色の上のせて比色します

15/15

名古屋市上下水道局より資料提供



名古屋市指定水道工事店協同組合

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目14番11号(水道会館)
 T E L 052-951-3240(代) F A X 052-951-8883
 U R L <http://www.meisuikyjo.jp>

主要関係官公庁名簿

■ 水道関係 各種連絡先の市外局番は(052)です。

営業センター・営業所				
担当区域	担当営業所	所在地	電話	FAX
千種区・東区・中区・守山区・名東区	東部営業センター	〒464-0072 千種区振甫町3丁目34-2	722-8750	722-8756
熱田区・中川区・港区・南区	西部営業センター	〒454-0037 中川区富川町2丁目1	352-2511	352-2514
昭和区・瑞穂区・緑区・天白区	南部営業センター	〒458-0841 緑区鳴海町小森45-1	899-5155	899-5161
北区・西区 北名古屋市久地野地区	北営業所	〒462-0843 北区田幡二丁目4-5	981-2556	981-2558
中村区 清須市(春日地区を除く) あま市甚目寺地区、大治町	中村営業所	〒453-0037 中村区黄金通1丁目20-7	483-1411	483-1441

営業課			管路部 管路センター			
	電話	FAX	担当区域	担当事務所	電話	FAX
事務担当	972-3736	972-3676	千種・東・中 守山・名東区	東部管路センター	721-2251	721-2254
給排水設備課			北・西・中村区 市外給水区域	北部管路センター	411-2511	411-2527
	電話	FAX	熱田・中川・港 南区	西部管路センター	652-2321	652-2324
給排水担当	972-3645・3647	972-3677	昭和・瑞穂・緑 天白区	南部管路センター	629-7811	629-7812
審査担当	972-3648・3649					
量水器担当	353-8637	353-8638				

※市外給水区域は、清須市(春日地区を除く)、あま市甚目寺地区、大治町、北名古屋市久地野地区です。

■ 下水道関係

担当課公所	所在地	電話	FAX	担当区分	
料金課 利用促進担当	〒460-0014 中区富士見町4-3	350-2204	350-2202	排水設備工事申請 浄化槽廃止・くみとり改造等の 補助金・貸付金	
給排水設備課 審査担当	〒460-8508 中区三の丸三丁目1番1号 (市役所西庁舎7階)	972-3648 972-3649	972-3677	私道共同排水設備工事補助 宅地内ポンプ設備工事補助	
管路部 管路センター	東部管路センター	〒464-0072 千種区振甫町3丁目32-1	721-2275	721-2282	千種・東・中・守山・名東区
	北部管路センター	〒453-0847 中村区岩上町147	412-1291	412-9652	北・西・中村区
	西部管路センター	〒455-0051 港区中川本町2丁目1-2	652-2360	652-2362	熱田・中川・港・南区
	南部管路センター	〒458-0034 緑区若田二丁目1101	629-5961	623-7625	昭和・瑞穂・緑・天白区

担当課公所	電話	担当内容
料金課利用促進担当	350-2203	井戸の使用開始・廃止等
東部管路センター	721-2275	工用排水の届出/道路の下水管のつまり マンホールの破損/下水管の工事
北部管路センター	412-1291	
西部管路センター	652-2360	
南部管路センター	629-5961	



(C) 2020 AICHI-Prefecture All rights reserved

主な木造住宅密集地域一覧

地区名	区名	町名	区分
大杉・杉村地区	北区	生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、 中杉町、東大杉町、東大曾根町、東長田町、 東水切町、水切町	全部
		大曾根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、 杉栄町	一部
米野地区	中村区	上米野町、郷前町、大正町、深川町	全部
		黄金通、権現通、下米野町、太閤通、長戸井町	一部
中村地区	中村区	大秋町、中島町、則武本通、松原町	全部
		寿町、太閤通、大門町、鳥居通、賑町、羽衣町、 日吉町、本陣通、道下町、若宮町	一部
日比津地区	中村区	日比津町	全部
		高道町、本陣通、森田町	一部
御劔地区	昭和区	滝子通	全部
	瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、竹田町、船原町、 平郷町、御劔町	全部
		堀田通、豆田町、瑞穂町	一部
大喜地区	瑞穂区	春敲町、大喜新町、大喜町、直来町、宝田町	全部
		上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、豆田町、 瑞穂町	一部
下之一色地区	中川区	下之一色町	一部
戸田地区	中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、 戸田四丁目	全部
		供米田三丁目	一部
桜・笠寺・本星崎地区	南区	西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続五丁目	全部
		笠寺町、粕畠町、桜本町、寺部通、戸部町、 鳥山町、白雲町、星崎町、本地通、前浜通、 松池町、松城町、呼続四丁目	一部
呼続地区	南区	呼続二丁目、呼続三丁目、呼続元町	全部
		菊住一丁目	一部
鳥羽見・甘軒家地区	守山区	市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、 甘軒家、町北、町南、守山一丁目	全部
		鳥羽見二丁目	一部

災害時の Biz 安否確認 定型フォーマット

1. 安否確認

①けがは、ありませんか？

回答 ・無事 ・軽傷 ・重症

②けがをされた家族はいますか？

回答 ・無事 ・けが人あり ・確認中

③今、どこにいますか？

回答 ・自宅 ・会社 ・その他

④移動することはできますか？

回答 ・できる ・できない

2. 活動リソース

①応急活動に人員を派遣できますか？

回答 ・1人 ・2人 ・3人以上 ・できない

②応急活動に車両の提供はできますか？

回答 ・1. 5t車 1台 ・1. 5t車、2台以上
・2t車以上 1台 ・2t車以上 2台以上
・軽貨物自動車 1台 ・軽貨物自動車 2台以上
・普通貨物自動車 1台 ・普通貨物自動車 2台以上
・できない

3. 修繕対応待期間

①屋内修繕の依頼を受けた場合、いつ頃対応できますか？

回答 ・1日以内 ・2日 ・3日 ・4日 ・5日 ・7から14日
・15から21日 ・22日から28日 ・29日以上 ・できない

名水協本部の非常配備体制

(概要)

本件は、南海トラフ巨大地震等の発生を想定し、“ライフライン”の復旧及び確保に際して締結した、名古屋市上下水道局と名古屋市指定水道工事店協同組合との「災害時における応急復旧工事等に関する協定書」並びに「災害時における仮設給水栓の設置等に関する協定書」に基づき応急給水活動を行う場合の名水協本部の非常配備体制を明記したものである。

1. 事務局

【名古屋市給水区域内において震度 5 弱以下の地震が発生した場合】

- 参集人員 原則なし（応急活動要請があった時点で専務理事と事務局長が参集）
- 参集場所 水道会館（組合事務所）

【名古屋市給水区域内において震度 5 強の地震が発生した場合】

- 参集人員 専務理事及び事務局長
- 参集場所 水道会館（組合事務所）

【名古屋市給水区域内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合】

- 参集人員 事務局幹部職員（課長級以上職員）全員
- 参集場所 水道会館（組合事務所）

【実施業務】

- ① 給排水設備（局）との連絡調整
- ② 正副本部長との連絡
- ③ 全組合員・事務局員の安否確認及び被災状況把握
- ④ 水道会館の被害状況調査、応急措置
- ⑤ 仮設給水栓の設置を周知（震度 6 弱以上（自動設置時）でも実施）
- ⑥ 仮設給水栓の設置状況確認及び未設置理由の把握
- ⑦ 災害対策本部設置の連絡（震度 6 弱以上必置、5 強以下は必要に応じて設置）
- ⑧ 活動リソースの把握
- ⑨ 応急活動（応急復旧、応急給水、緊急止水）の実施要請への対応
- ⑩ 屋内修繕への対応（修繕受付、各支部長への修繕依頼、愛管連との連絡、資機材の調達支援）
- ⑪ その他 必要な対応
 - 全組合員の安否確認は、「災害支援ネットワーク」「LINE」を使用
 - 正副本部長、支部長への連絡、事務局はグループ LINE などで連絡

2. 正副本部長

【名古屋市給水区域内において震度 5 強以下の地震が発生した場合】

- 参集 原則なし（応急活動要請があった時点で参集）※¹
- 参集場所 水道会館（組合事務所）

※¹ 事務局と調整して要請のあった応急活動が軽微であった場合は除く

【名古屋市給水区域内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合】

- 参集 あり
- 参集場所 水道会館（組合事務所）

【実施業務】

- ① 全組合員・事務局員の安否確認及び被災状況把握（事務局より報告）
- ② 災害対策本部の設置を宣言
- ③ 仮設給水栓の設置状況確認及び未設置理由把握（事務局より報告）
- ④ 応急活動（応急復旧、応急給水、緊急止水）の実施要請への対応
- ⑤ 屋内修繕の支部長間の応援調整、愛管連との連絡調整
- ⑥ その他 必要な対応

3. 支部長

【名古屋市給水区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合】

- 参集 なし

【実施業務】

- ① 支部員の安否確認及び被災状況把握（Biz 等にて確認及び事務局に報告）
- ② 仮設給水栓の設置状況確認及び未設置理由把握（事務局に報告）
- ③ 活動リソースの把握
- ④ 応急活動（応急復旧、応急給水、緊急止水）の実施要請への対応
- ⑤ 屋内修繕の支部員への依頼、支部長間の応援調整
- ⑥ その他 必要な対応

4. 支部長代行

【名古屋市給水区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合】

- 参集 なし

【実施業務】

- ① 災害対策本部設置時の正副本部長の支部での支部長代行、支部長不在時の代行
- ② その他 必要な対応

参考：応急活動の内容（協定書記載事項）

- ・ 応急復旧工事 重要医療施設等の情報共有と要請があった場合の応急復旧の実施と施工場所、工事の内訳、施工業者、人員等の報告
- ・ 応急給水 1 t タンク、10 ㎥ ポリタンク運搬用車両の確保、車両運転手、作業補助員の提供、1 t タンク等の避難所等への配布
- ・ 緊急止水作業 道路取付管、配水管の仕切弁、乙止水栓の閉止
- ・ その他 要請のある作業

組合 1F 防災備品保管品

資料11

品名	数量	個数	備考
扇風機 普通		2台	
扇風機 小		3台	

コーンバー		8本	
ブルーシート(大)		2枚	
三角コーン(赤)		8個	
矢印看板 →		2個	
工事用看板(土木) 大 ポールタイプ		2個	
工事用看板(土木) 小		4個	
水道工事中看板 大		1個	
水道工事中看板 小		2個	
歩道規制看板 100m		2個	
歩道規制看板 50m		2個	

発電機		1台	
ストーブ		1台	
ヒーター		4台	
エアベッド		20個	
エアベッド用空気入れ(手動)		2個	
エアベッド用空気入れ(電動)		2個	
防災用ブランケット		9枚	
防災用毛布		19枚	
防災用歯ブラシセット		4個	
ポケットガスコンロ		6台	
ポケットガスコンロ用ガス	3個入	17箱	
仮設トイレ(ラップオン)		3台	
組立式給水タンク		2基	
永谷園ごはんセット	12食入	27箱	
LEDランタン		2個	

名水協ヘルメット		18個	
防災訓練用 名水	24本入	3箱と20本	2029年
防災訓練用 名水	24本入	1箱	2030年
防災訓練用 看板			
防災訓練用 備品			
防災訓練用ベスト・ヘルメット予備			

仮設給水栓寄託先リスト 兼 未設置理由報告書

資料 12

行政区	応急給水施設名称	仮設給水栓管理番号	袋色	転落防止板	指定番号	指定工事店名	電話番号	F A X 番号	管理公所	設置済	備考 (未設置理由等)
1	千種	千種公園	4 栓式 (改良型No.73	青		1230	岩成ボイラー(株)	052-762-2171	052-761-1577	東部営業センター	
2	千種	吹上公園	4 栓式 (改良型No.122	青		503	(株)長谷川工業所	052-761-8901	052-752-0015	東部営業センター	
3	千種	茶屋ヶ坂公園	4 栓式 No.351	橙		392	杉山水道工業所	052-751-1962	0561-62-0806	東部営業センター	
4	東	建中寺公園	4 栓式 No.452	橙		1285	丸竹設備(株)	052-938-4405	052-938-4406	東部営業センター	
5	東	東撞木公園	4 栓式 No.401	橙	○	32	中島工業所	052-935-2000	052-935-9740	東部営業センター	
6	東	愛教大附属小・中学校	4 栓式 No.402	橙	○	379	吉忠工業(株)	052-931-0401	052-931-0408	東部営業センター	
7	東	木ヶ崎公園	4 栓式 No.502	橙		33	(有)共栄水道工業所	052-935-1021	052-935-1024	東部営業センター	
8	東	徳川園	4 栓式 No.352	橙		1127	(株)タツダ名古屋支店	052-979-2273	052-979-2274	東部営業センター	
9	北	楠支所	4 栓式 (改良型No.44	青		480	(有)近藤設備	052-901-5421	052-901-7853	北営業所	
10	北	名城公園	4 栓式 (改良型No.130	青		22	(株)カケン	052-931-9231	052-931-4127	北営業所	
11	北	水分橋緑地	4 栓式 No.361	橙		315	稲垣設備工事(株)	052-914-2831	052-981-1368	北営業所	
12	北	すざらん公園	4 栓式 No.360	橙		131	朋和設備工業(株)	052-911-4431	052-911-4435	北営業所	
13	北	光城小学校	4 栓式 No.304	橙		1376	まさき電設株式会社	052-914-8457	052-914-7853	北営業所	
14	北	川中小学校	4 栓式 (改良型No.43	青		264	城北水道工業(株)	052-914-1345	052-916-9665	北営業所	
15	北	辻小学校	4 栓式 (改良型No.129	青		178	家田管工(株)	052-911-7181	052-911-1244	北営業所	
16	北	楠西小学校	4 栓式 (改良型No.160	青		1355	(株)ワカマツ	052-902-4225	052-902-4226	北営業所	
17	北	志賀公園	4 栓式 (改良型No.161	青	○	446	(有)かとう水道工業所	052-991-4743	052-912-4641	北営業所	
18	北	楠公園	4 栓式 (改良型No.162	青	○	524	(株)横田管工	052-901-4711	052-901-1289	北営業所	
19	北	味鏡東公園	4 栓式 (改良型No.25	青	○	615	上中水道(株)	052-901-2033	052-901-1297	北営業所	
20	西	花の木公園	4 栓式 No.366	橙		111	浄心設備工業(株)	052-522-3431	052-522-5670	北営業所	
21	西	平塚公園	4 栓式 (改良型No.46	青		583	小玉工業(株)	052-501-3578	052-503-6330	北営業所	
22	西	枇杷島公園	4 栓式 (改良型No.76	青		12	(株)高瀬水道商会	052-551-2283	052-551-0535	北営業所	
23	西	新福寺公園	4 栓式 (改良型No.77	青		803	菅原工業(株)	052-529-5290	052-529-5292	北営業所	
24	西	洗堰緑地	4 栓式 (改良型No.91	青		611	三幸工業(有)	052-501-2930	052-503-3606	北営業所	
25	西	枇杷島小学校	4 栓式 (改良型No.92	青	○	203	安井管工(株)	052-522-2231	052-532-0035	北営業所	
26	西	中小井田小学校	4 栓式 No.367	橙		428	(株)平田設備	052-502-6385	052-503-7227	北営業所	
27	西	五町公園	4 栓式 (改良型No.132	青		650	(株)ダイワプランニング	052-504-6180	052-504-2595	北営業所	
28	西	稻生小学校	4 栓式 (改良型No.133	青	○	365	みやま設備(株)	052-524-5228	052-524-5273	北営業所	
29	西	浮野小学校	4 栓式 (改良型No.163	青	○	618	黒柳工業(株)	052-501-1031	052-503-9671	北営業所	
30	清須市	清須市役所南館	4 栓式No.364	橙	○	420	(株)宮崎設備工業	052-409-1066	052-409-1110	中村営業所	
31	清須市	花咲公園	4 栓式No.365	橙		685	三都(株)	052-501-7693	052-501-7658	中村営業所	
32	清須市	旧清須市役所清洲庁舎跡地	4 栓式 No.369	橙		1036	(株)小川工業所	052-400-1838	052-400-9503	中村営業所	
33	中村	中村公園	4 栓式 (改良型No.47	青		485	(有)タカサガ	052-481-6719	052-481-0664	中村営業所	
34	中村	稲葉地公園	4 栓式 (改良型No.48	青		494	日新工業(株)	052-412-6060	052-412-8714	中村営業所	
35	中村	庄内緑地一帯	4 栓式 (改良型No.78	青		625	富田工業	052-443-5567	052-443-5567	中村営業所	
36	中村	大正橋緑地	4 栓式 (改良型No.93	青	○	367	(株)旭設備	052-412-0352	052-412-0689	中村営業所	
37	中村	西柳公園	4 栓式 (改良型) No.368	橙		345	(株)畑中水道工業所	052-481-8936	052-482-8985	中村営業所	
38	中村	押木田公園	4 栓式 (改良型No.94	青		1069	(株)大森設備	052-526-1006	052-602-5856	中村営業所	
39	あま市	あま市役所基目寺庁舎	4 栓式 (改良型No.97	青		455	奥田水道設備	052-444-0232	052-442-2280	中村営業所	
40	あま市	基目寺南中学校	4 栓式 (改良型No.134	青		476	安井水道工業所	052-444-3039	052-443-4234	中村営業所	
41	あま市	コミュニティプラザ豊津	4 栓式 No.370	橙		676	(株)シンコー	052-443-6240	052-449-1515	中村営業所	
42	大治町	大治町役場	4 栓式 (改良型No.166	青		584	南山水道工業所大治支店	052-444-7737	052-444-2919	中村営業所	
43	中	白川公園	4 栓式 (改良型No.49	青		23	シブヤパイピング工業(株)	052-221-6911	052-201-9681	東部営業センター	
44	中	白川公園	4 栓式 (改良型No.50	青		783	(株)宮腰設備	052-323-1051	052-323-1052	東部営業センター	
45	中	金山総合駅周辺	4 栓式 (改良型No.153	青		267	塚松工業(株)	052-322-4811	052-322-0280	東部営業センター	
46	中	久屋大通公園	4 栓式 (改良型No.154	青	○	19	山添工業(株)	052-321-2263	052-331-0751	東部営業センター	
47	中	水道会館	4 栓式No.501	橙	○	154	名水協(鈴萬工業(株)	052-321-9338	052-321-9393	東部営業センター	
48	昭和	鶴舞公園	4 栓式 (改良型No.51	青		53	(有)眞保工務所	052-731-0563	052-732-3899	南部営業センター	
49	昭和	川原公園	4 栓式 (改良型No.52	青		209	(株)安田工務店	052-762-4131	052-762-4132	南部営業センター	
50	昭和	村雲公園	4 栓式 (改良型No.88	青		180	穂刈工業(株)	052-741-2246	052-741-2249	南部営業センター	
51	昭和	川名公園	4 栓式 No.436	橙		282	(株)トキワ設備工業所	052-781-1626	052-782-8524	南部営業センター	
52	瑞穂	瑞穂公園 (1)	4 栓式 (改良型No.53	橙		177	宝工業(株)	052-852-6166	052-852-6169	南部営業センター	
53	瑞穂	瑞穂公園 (2)	4 栓式 (改良型No.54	青		370	(株)フジコー	052-853-2717	052-853-3718	南部営業センター	
54	瑞穂	瑞穂高校	4 栓式 No.395	橙		400	(株)村上工業	052-851-2590	052-853-3035	南部営業センター	
55	瑞穂	田辺公園	4 栓式 No.396	橙		254	(有)飯吉設備工業所	052-852-8521	052-852-8523	南部営業センター	
56	瑞穂	堀田公園	4 栓式 No.397	橙		92	(株)ハイイ工業	052-881-4091	052-881-4025	南部営業センター	
57	熱田	熱田高校	4 栓式 (改良型No.55	青		1535	水光社(株)	052-652-3468	052-652-3700	西部営業センター	
58	熱田	熱田神宮公園	4 栓式 (改良型No.56	青		817	(有)フナサダ	052-671-7322	052-684-7729	西部営業センター	
59	熱田	熱田神宮	4 栓式 (改良型No.137	青		140	小島設備工業(株)	052-682-4600	052-682-0850	西部営業センター	
60	熱田	船方小学校	4 栓式 (改良型No.170	青		553	(株)スイシン	052-681-0539	052-681-0659	西部営業センター	
61	熱田	千年小学校	4 栓式 No.379.	橙		311	桜和設備(株)	052-651-1320	052-651-8040	西部営業センター	
62	熱田	神宮東公園	4 栓式 No.380	橙		308	(株)山田商会	052-871-9824	052-871-9819	西部営業センター	

63	中川	市立工業高校(北江公園)	4 栓式(改良型No.57)	青		516	東北設備工業(株)	052-362-3123	052-362-3189	西部営業センター		
64	中川	市立工業高校(北江公園)	4 栓式(改良型No.58)	青	○	516	東北設備工業(株)	052-362-3123	052-362-3189	西部営業センター		
65	中川	大縄公園	4 栓式(改良型No.98)	青		369	木村工業所(株)	052-431-5251	052-431-5252	西部営業センター		
66	中川	荒子公園(1)	4 栓式(改良型No.99)	青		529	湖蒼設備工業(株)	052-361-1124	052-351-2405	西部営業センター		
67	中川	荒子公園(2)	4 栓式(改良型No.100)	青	○	529	湖蒼設備工業(株)	052-361-1124	052-351-2405	西部営業センター		
68	中川	ナゴヤ球場(露橋公園)	4 栓式(改良型No.101)	青		245	(有)佐治施設工業	052-361-1253	052-361-1254	西部営業センター		
69	中川	万場大橋緑地(横井橋緑地)	4 栓式(改良型No.102)	青	○	1132	野田管工(有)	052-432-1811	052-432-1835	西部営業センター		
70	中川	荒越公園	4 栓式(改良型No.103)	青		230	(有)板倉水道工業所	052-681-9888	052-681-9889	西部営業センター		
71	中川	西中島小学校	4 栓式(改良型No.104)	青		1350	ムラカミ設備工業(株)	052-414-6772	052-414-6773	西部営業センター		
72	中川	野田小学校	4 栓式(改良型No.105)	青		253	(有)長田水道工務店	052-363-8513	052-363-8018	西部営業センター		
73	港	南陽支所	4 栓式(改良型No.59)	青	○	461	(有)安井配管工業名支店	052-302-0247	052-301-4843	西部営業センター		
74	港	土古公園	4 栓式(改良型No.60)	青	○	386	(株)近藤工業	052-381-6406	052-382-0410	西部営業センター		
75	港	秋葉公園	4 栓式(改良型No.83)	青	○	632	(有)翔南設備名古屋支店	052-303-7440	052-303-4731	西部営業センター		
76	港	新茶屋川公園	4 栓式(改良型No.84)	青	○	620	(有)松下設備工業	052-301-1300	052-301-1392	西部営業センター		
77	港	荒子川公園	4 栓式(改良型No.108)	青	○	574	(株)大安設備	052-382-2857	052-383-0314	西部営業センター		
78	港	日光川公園	4 栓式(改良型No.109)	青	○	902	ダイワ住設工業(株)	052-387-8764	052-387-8765	西部営業センター		
79	港	南郊公園	4 栓式(改良型No.110)	青	○	499	(有)吉武水道工事店	052-653-7115	052-652-2575	西部営業センター		
80	南	白水公園(1)	4 栓式(改良型No.61)	青	○	189	(株)スミ設備	052-612-4555	052-612-9011	西部営業センター		
81	南	白水公園(2)	4 栓式(改良型No.62)	青	○	500	(株)三朝設備	052-691-7740	052-692-4362	西部営業センター		
82	南	宝生公園(1)	4 栓式(改良型No.85)	青	○	568	(株)森設備	052-613-0300	052-613-0111	西部営業センター		
83	南	宝生公園(2)	4 栓式(改良型No.86)	青	○	500	(有)中島管工所	052-691-5570	052-694-3653	西部営業センター		
84	南	忠道公園(1)	4 栓式(改良型No.87)	青	○	487	(株)三好工業	052-691-1292	052-691-1282	西部営業センター		
85	南	忠道公園(2)	4 栓式(改良型No.116)	青	○	471	(有)白鳥水道工業所	052-692-8011	052-691-1282	西部営業センター		
86	南	名南工業高校	4 栓式(改良型No.117)	青	○	244	中衛工業(株)	052-811-8111	052-811-8311	西部営業センター		
87	南	道徳公園	4 栓式(改良型No.118)	青	○	256	(有)鈴木設備工業所	052-691-7301	052-691-7359	西部営業センター		
88	南	笠寺公園	4 栓式(改良型No.119)	青	○	55	(株)オーエム設備	052-821-8736	052-824-4143	西部営業センター		
89	南	呼統公園	4 栓式(改良型No.120)	青	○	327	今井設備	052-811-7360	052-822-8683	西部営業センター		
90	南	日本ガイシ緑地-77ラザ	4 栓式(改良型No.121)	青	○	475	大興設備工業(株)	052-811-1713	052-822-8824	西部営業センター		
91	南	大江川緑地	4 栓式(改良型No.146)	青	○	439	日比野工業所	052-612-1373	052-612-1374	西部営業センター		
92	守山	天神橋緑地	4 栓式(改良型No.63)	青		287	(有)宮口工務店	052-793-0055	052-791-5408	東部営業センター		
93	守山	矢田川橋緑地	4 栓式(改良型No.64)	青		622	(株)マック東海	052-796-2227	052-796-2177	東部営業センター		
94	守山	志段味支所	4 栓式(改良型No.74)	青		589	(株)小橋設備	052-736-9310	052-736-9455	東部営業センター		
95	守山	市営本地荘	4 栓式(改良型No.75)	青		405	新栄(株)	052-775-8840	052-775-8847	東部営業センター		
96	守山	下市場公園	4 栓式(改良型No.123)	青		288	寺尾水道工事(株)	052-768-1515	052-768-1516	東部営業センター		
97	守山	松川橋緑地	4 栓式(改良型No.124)	青		631	(有)メッシュ水道工事店	052-791-1101	052-791-1139	東部営業センター		
98	守山	大森中央公園	4 栓式(改良型No.125)	青		576	白井設備	052-798-5012	052-798-5012	東部営業センター		
99	緑	旭出公園	4 栓式(改良型No.65)	青	○	569	(有)緑住宅設備	052-621-5554	052-623-2040	南部営業センター		
100	緑	大高緑地	4 栓式(改良型No.66)	青	○	300	(有)朝倉a	052-621-2622	052-621-6621	南部営業センター		
101	緑	市営桶狭間荘	4 栓式(改良型No.89)	青	○	530	(有)有松水道工業	052-621-0640	052-624-6052	南部営業センター		
102	緑	浦里小学校	4 栓式 No.398	橙	○	297	(有)明和設備商会	052-621-0828	052-621-6232	南部営業センター		
103	緑	鳴丘東公園	4 栓式 No.399	橙	○	556	(有)オオタ設備	052-876-6271	052-876-7835	南部営業センター		
104	緑	大高北小学校	4 栓式 No.400	橙	○	521	大信設備(株)	052-623-6101	052-623-2964	南部営業センター		
105	緑	みどりが丘公園	4 栓式 No.499	橙	○	617	(有)小池設備	052-877-6198	052-877-6197	南部営業センター		
106	名東	牧野ヶ池緑地	4 栓式(改良型No.67)	青		391	梅正設備工業(株)	052-701-4064	052-702-2226	東部営業センター		
107	名東	極楽公園(1)	4 栓式(改良型No.68)	青		532	(有)宮澤水道	052-703-6362	052-703-6672	東部営業センター		
108	名東	極楽公園(2)	4 栓式(改良型No.126)	青		322	(株)チトセ	052-703-2225	052-703-2274	東部営業センター		
109	名東	猪高緑地(厚生院)	4 栓式(改良型No.127)	青		322	(株)チトセ	052-703-2225	052-703-2274	東部営業センター		
110	名東	西一社中央公園	4 栓式(改良型No.128)	青		532	(有)宮澤水道	052-703-6362	052-703-6672	東部営業センター		
111	天白	天白区役所	4 栓式(改良型No.69)	青	○	354	山本水道工業所	052-801-0670	052-825-5118	南部営業センター		
112	天白	一本松公園	4 栓式(改良型No.70)	青	○	237	五幸工業(株)	052-807-8897	052-807-8898	南部営業センター		
113	天白	天白川緑地	4 栓式(改良型No.90)	青	○	523	(株)中京技研	052-895-2652	052-895-4450	南部営業センター		
114	天白	平池下公園	4 栓式(改良型No.152)	青	○	582	野村工業(株)	052-802-6461	052-802-6009	南部営業センター		
115	天白	平針第一公園	4 栓式(改良型No.182)	青	○	570	(有)平針設備	052-803-7720	052-805-3610	南部営業センター		
116	天白	天白公園	4 栓式 No.438	橙		398	(株)山本工業所	052-803-7121	052-804-0792	南部営業センター		
117	千種	千種公園	4 栓式(改良型No.171)	青		433	岩成ボイラー(株)	052-762-2172	052-761-1578	東部営業センター		

	仮設給水栓寄託数	転落防止版寄託数	未設置数	昭和	4	0
千種	3	0		瑞穂	5	0
東	5	2		熱田	6	0
北	11	3		中川	10	3
西	10	3		南	7	7
清須	3	1		港	12	12
中村	6	1		守山	7	0
あま	3	0		緑	7	7
大治	1	0		名東	5	0
中	5	2		天白	7	6
				合計	117	47

様式 13 (表)

(被災水道事業体用)

(表)

〇〇-〇〇-〇〇

整理番号
指示・報告等、一連の
工程を同一番号で管理

応急給水作業指示書

作成日	年 月 日	備考	
-----	-------	----	--

記入上の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 給水車ごとに作成 作業開始前にコピーを水道給水対策本部に提出 ●印箇所：水道給水対策本部が記入 ○印箇所：応急給水班が記入
--------------	--

●作業指示内容

事業体名	
給水車	号車 タンク容量 m ³ 加圧 有・無
給水拠点	
給水基地	
特記事項	

●作業指示者 (市水道給水本部)

事業体名	
担当者	氏 名： 連絡先電話：

○現地応急給水隊 (応急給水班)

事業体名		作業員数	
連絡責任者	氏 名： 連絡先電話：	車両ナンバー	

(裏)

様式 13 (裏)

(応援水道事業体用)

〇〇-〇〇-〇〇

整理番号

応急給水作業報告書

作成日	年 月 日	備考	
-----	-------	----	--

記入上の 留意事項	・時系列順に作業内容を記入 ・作業終了後、水道給水対策本部に提出
--------------	-------------------------------------

○作業内容 開始時間 終了時間

給水時間又は注水時間	給水拠点又は 給水基地	注水量	給水量	備考
1		m ³	m ³	
2		m ³	m ³	
3		m ³	m ³	
4		m ³	m ³	
5		m ³	m ³	
6		m ³	m ³	
7		m ³	m ³	
8		m ³	m ³	
9		m ³	m ³	
	: ~ :	m ³	m ³	
	: ~ :	m ³	m ³	
	: ~ :	m ³	m ³	
	: ~ :	m ³	m ³	
	: ~ :	m ³	m ³	
作業時間合計	時間 分			
給水量合計		m ³		
注水量合計		m ³		
特記事項 (給水場所の様子等を記入)				

(表)

管路修理報告書

〇〇-〇〇-〇〇

整理番号

記入上の 留意事項	・ 施工前と施工後の配管図は、可能な限り詳細に記入
--------------	---------------------------

工事番号	〇〇-〇〇											
施工期間	年	月	日	曜日	時	分	～	月	日	曜日	時	分
監督者	事業体名：		氏名：		電話：							
施工業者 (代表者)	施工業者名：		氏名：		電話：							

場 所												
被害施設	<input type="checkbox"/> 管路 <input type="checkbox"/> 付属設備 <input type="checkbox"/> その他 ()											
修理管路	<input checked="" type="checkbox"/> 漏水管路	<input type="checkbox"/> 導水管 <input type="checkbox"/> 送水管 <input type="checkbox"/> 配水管 (配水本管・配水支管) <input type="checkbox"/> 給水管 (メーター上流) <input type="checkbox"/> 給水管 (メーター下流)										
	口 径											
	材 質	<input type="checkbox"/> DIP <input type="checkbox"/> CIP <input type="checkbox"/> SP <input type="checkbox"/> VP <input type="checkbox"/> ポリエチレン <input type="checkbox"/> LP <input type="checkbox"/> その他 ()										
	継手形式	<input type="checkbox"/> A 形 <input type="checkbox"/> K 形 <input type="checkbox"/> T 形 <input type="checkbox"/> S、SII 形 <input type="checkbox"/> NS 形 <input type="checkbox"/> GX 形 <input type="checkbox"/> KF、UF 形 <input type="checkbox"/> フランジ形 <input type="checkbox"/> 溶接 <input type="checkbox"/> ねじ込み <input type="checkbox"/> TS <input type="checkbox"/> RR <input type="checkbox"/> 融着 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ()										
付属設備	<input type="checkbox"/> 消火栓 <input type="checkbox"/> 空気弁 <input type="checkbox"/> バルブ・止水栓 <input type="checkbox"/> サドル分水栓 <input type="checkbox"/> その他 ()											
被害状況	管路	<input type="checkbox"/> タテ割れ <input type="checkbox"/> ヨコ割れ <input type="checkbox"/> 折れ <input type="checkbox"/> 破断 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	<input checked="" type="checkbox"/> 継手	<input type="checkbox"/> 抜け <input type="checkbox"/> ズレ <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> ゴム輪 (破断、ズレ) <input type="checkbox"/> その他 ()										
	付属設備	<input type="checkbox"/> 機能不全 <input type="checkbox"/> 抜け <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> ズレ <input type="checkbox"/> その他 ()										
地盤状況	道路状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 隆起 <input type="checkbox"/> 割裂 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	クラック幅	<input type="checkbox"/> 管直角方向 <input type="checkbox"/> 水平方向 <u> </u> cm (1cm 以上を記入)										
		<input type="checkbox"/> 段差 (沈下量) <u> </u> cm (漏洩位置から <u> </u> m 範囲内 (全体で <u> </u> m))										
	地盤の傾斜	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 管軸方向 <input type="checkbox"/> 管直角方向 (傾斜角度 ≡ <u> </u> °)										
液状化	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し ※近くに噴砂跡の有無		盛土		<input type="checkbox"/>							
備 考												

(表)

漏水調査受付書

〇〇—〇〇—〇〇

整理番号
受付・現地調査・修理等、一連の工程を同一番号で管理

記入上の 留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 通報者から可能な限り詳細を聞き取る。・ 住宅地図、配管図に漏水箇所を明示し添付。
--------------	---

受付番号	〇〇—〇〇
受付日時	年 月 日 曜日 時 分
通報者	氏名： 連絡先電話： 住所：
受付者	事業者名： 氏名： 電話：090-1111-****

場 所		
漏水状況	場 所	<input type="checkbox"/> 道路 (車道・歩道・私道・その他) <input type="checkbox"/> 宅地内 (メータ上流・下流)
	舗 装	<input type="checkbox"/> アスファルト <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 砂利 <input type="checkbox"/> その他 ()
	道 路	<input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 隆起 <input type="checkbox"/> 割裂 <input type="checkbox"/> 損傷なし <input type="checkbox"/> その他 ()
	漏 水	<input type="checkbox"/> 漏水中 <input type="checkbox"/> 漏水痕 <input type="checkbox"/> その他 ()
	漏水量	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小
備 考		

(裏)

漏水調査報告書

記入上の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査後に記入し、水道給水対策本部に提出。 仮配管、仕切弁新設等、管路を修理しない復旧工事について備考欄に内容を記載。
--------------	---

調査番号	〇〇 - 〇〇	
調査日時	年 月 日 曜日	時 分
調査担当者 (代表者)	事業体名：	氏名： 電話：
場 所		
漏水状況	区 分	<input type="checkbox"/> 道路 (<input checked="" type="checkbox"/> 車道・歩道・私道・その他) <input type="checkbox"/> 宅地内 (メータ上流・下流)
	舗 装	<input type="checkbox"/> アスファルト <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 砂利 <input type="checkbox"/> その他 ()
	道 路	<input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 隆起 <input type="checkbox"/> 割裂 <input type="checkbox"/> 損傷なし <input type="checkbox"/> その他 ()
	漏 水	<input type="checkbox"/> 漏水中 <input type="checkbox"/> 漏水痕 <input type="checkbox"/> 修理済み <input type="checkbox"/> その他 ()
	漏水量	<input type="checkbox"/> 地上流出 (<input checked="" type="checkbox"/> 大 中 小) <input type="checkbox"/> 地下流出 (大 中 小)
漏水確認	残 塩	<input type="checkbox"/> あり (<input type="text" value="mg/l"/>) <input type="checkbox"/> なし
漏水管路	<input type="checkbox"/> 導水管 <input type="checkbox"/> 送水管 <input type="checkbox"/> 配水管 (配水本管・ <input checked="" type="checkbox"/> 配水支管) <input type="checkbox"/> 給水管 (メーター上流) <input type="checkbox"/> 給水管 (メーター下流) <input type="checkbox"/> 不明	
修 理	必要性	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 経過観察
	緊急性	<input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	※ 修理者に対して指示がある場合は具体的に記入してください。	

屋内修繕連絡書（災対用）

様

名古屋市指定水道工事店協同組合
修繕センター 受付担当

受付担当者

(年)第(月)-〇〇〇〇号

〇〇

令和〇年 月 日 () 時 分

現	住所	区	
	名称	〒	-
地	氏名	様	携帯
	住所	〒	-
申込者	氏名	様	携帯

【修繕内容】

1. 漏水

- (1) 水栓漏水(パッキン、蛇口 取替え)
- (2) 立ち上がり管の漏水
- (3) 甲止水栓の漏水、閉止不良
- (4) 給湯器廻り漏水、配管漏水
- (5) 地中漏水 (漏水場所不明、調査)

3. 下水閉塞、下水管、桝、破損、陥没

4. 導水装置 (受水槽・ポンプ・引込管)

5. 改造

2. 水洗便所の故障 (メーカー)

- (1) ロー、ハイ、隅付、一体型 (和、洋)
- (2) 水が止まらない(便器に漏れる)
- (3) 給水管、洗浄管漏水
- (4) 便器の詰まり

6. 排水管不良(台所、洗面台、洗濯機、浴室)

(詰まり・漏れ・その他)

7. 出水不良

8. その他

【連絡事項】

施主様への連絡 月 日 () 時 分

修理日 月 日 () 時 分

屋内修繕結果報告書

現地到着	令和〇年 月 日 時 分	修繕者名
修繕完了	令和〇年 月 日 時 分	

修繕内容 (詳細内容を記入ください)

* 請求料金詳細は無用です。